

こののとりに応援事業<不妊治療・不育症検査費用助成事業>



【令和3年度当初予算額 552,296千円】
 【令和2年度2月補正額 54,000千円】

1 目的

出産を希望する世帯を広く支援し、少子化対策の推進を図るため、特に高額な医療費のかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、助成額の増額をはじめとする大幅な支援拡充を行う。
 また、新たに令和3年度から不育症検査費用の助成を開始する。

2 事業内容

(1) 特定不妊治療費用助成事業 R3当初：541,296千円、R2補正：54,000千円

○ 特定不妊治療を受けた方の申請に基づき県が助成を行う。

■ 対象者：特定不妊治療以外の治療で妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦(事実婚も対象)

■ 対象年齢：43歳未満(妻の年齢)

■ 助成回数：1子ごと6回まで(40歳以上43歳未満は3回)

■ 助成額：1回の治療につき「30万円」まで(男性不妊の「手術療法」も対象)

※ただし、「以前に凍結した胚を解冻して胚移植」、「採卵したが卵が得られない」等の理由により中止したものについては、1回の治療につき「10万円」まで

■ 県単独助成：本県独自の制度として「凍結保存料」に対する上乗せ助成の継続
 ※「胚3万円」まで・「精子等3万円」まで／1年度当たり1回限り

(2) (新) 不育症検査費用助成事業

R3当初：11,000千円

○ 不育症の検査における経済的負担を軽減するため、不育症検査費用の一部を助成する。

■ 対象者：不育症のリスク因子を特定するために、血液検査や超音波検査等の「保険適用外の検査」に加えて、「保険適用外の検査」を受けた方

■ 助成額：保険適用外の検査費用 1回「5万円」まで